

## 街頭アンケート利用条件

### 第1条（本条件の適用）

街頭アンケート利用条件（以下「本条件」という）は、本条件に同意した上で、本サービス（第3条にて定義する。以下、本条において同じ）の利用にかかる申込みを行い、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）がこれを承諾した者（以下「利用者」という）が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

### 第2条（契約の成立）

1. 本条件に基づく当社と利用者との間の契約（以下「本契約」といい、その法的性質は準委任契約とする）は、利用者が当社所定の申込書（以下「本申込書」という）を当社に提出することにより本サービスの利用を当社に対し申込み、当社が当該申込みを承諾した時点で成立する。
2. 当社は、一定の本サービスの利用資格を設けることができ、利用者がかかる利用資格を満たさないと判断した場合、前項の申込を拒絶することができる。この場合、当社は、当該利用者に対し申込を拒絶した理由を開示する責任を負わない。

### 第3条（本サービス）

1. 本サービスとは、街頭でのアンケート実施業務（以下「アンケート業務」という）及びアンケート結果に基づくレポート業務（以下「レポート業務」といい、アンケート業務と総称して「本業務」という）を利用者が当社に委託し、当社がかかる委託に基づき、本業務を提供するサービス及びそれに付随する諸サービスをいう。
2. 本サービスの詳細については当社が決定するものとし、当社は本サービスの内容を随時見直すことができる。

### 第4条（本サービスの提供）

1. 当社は、本契約に従い、善良なる管理者の注意義務をもって本サービスを提供しなければならない。
2. 本サービスの実施に先立ち、当社及び利用者は協議の上、アンケート項目、対象エリア、ヒアリング対象、実施期間等、本業務の詳細を決定するものとする。
3. 当社は、前項で決定した内容に基づき、アンケート業務を実施し、かかる結果に基づき、レポート業務を実施する。

### 第5条（本サービスの完了）

1. 当社は、前条第3項に定めるレポート業務の完了後、レポートを利用者に提出する。
2. 利用者はレポートを受領後、5営業日以内にその内容を確認し、異議がある場合はその旨を当社に通知するものとする。
3. 前項の定めは、当社が対面で利用者へレポートを納品し、かつその内容を説明した場合において、当該説明終了時に当社から利用者に対し異議の有無を確認し、異議ない旨の回答があったときには適用しない。
4. 第2項に定める期間の経過、前項に定める異議がない旨の回答があった時点で本業務は完了したものとす。

### 第6条（苦情等への対応）

1. 当社は、本サービスに起因する第三者からの苦情、異議申立て、請求等（以下、総称して「苦情等」という）への対応は、自己の費用と責任をもって行うものとし、利用者には何ら迷惑をかけるものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、苦情等が利用者の責めに帰すべきものである場合、当社は当該苦情等の内容を速やかに利用者へ通知し、利用者は当該通知を受領した場合、自己の責任と費用をもってこれに対応するものとする。

### 第7条（本サービスの対価）

本サービスの対価は本申込書にて定める。

### 第8条（対象サービス利用料の支払い）

利用者は、本業務の完了後、当社が発行する請求書の記載に従い、本サービスの対価を支払うものとする。なお、本サービスの対価の支払いにかかる銀行送金手数料等は利用者の負担とする。

### 第9条（本サービスのキャンセル）

- 利用者は、第4条第2項に定める協議の終了後に本サービスのキャンセルを希望する場合、以下の各号に掲げる金額のいずれか高い方を当社に支払うものとする。
- (1) 第7条に定める本サービスの対価の50%
  - (2) 着手済の本業務に要した費用

### 第10条（再委託）

当社は、当社の責任において、本サービスの提供にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

### 第11条（履行遅滞）

当社は、第4条第2項の協議で定めた実施期限までに本業務が終了しないおそれがある場合、利用者に対しその旨を遅延理由とともに直ちに通知し、新たな終了予定日等を協議するものとする。ただし、かかる協議は当社の本サービスの提供遅延にかかる責任を免責するものではない。

### 第12条（個人情報、営業秘密の取扱）

1. 当社及び利用者は、本契約の内容及び直接間接を問わず本サービスを通じて知り得た一切の情報（電子メールアドレス、電話番号、性別、生年月日、住所、予約履歴、購入履歴その他利用者に関する一切の情報、当社の秘密に属する情報を含むがこれらに限られず、以下これらを「秘密情報等」という）、本契約期間中及び本契約の終了後にかかわらず、個人情報保護法、不正競争防止法その他の法令を遵守してこれらを取り扱い、安全かつ適切な方法で厳重に管理し、相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはならず、また第三者に開示し、使用させてはならない。
2. 当社及び利用者は、前項に加え、本サービスに関連して個人情報を第三者から取得するに際しては、個人情報保護法及びその関連諸法令に基づく適切な対応をするものとする。

### 第13条（権利の移転）

1. レポートの所有権及び著作権は、本業務が完了した時をもって、当社から利用

者へ移転する。ただし、レポートに当社が従来から権利を有するものが含まれている場合、かかる権利は当社に留保される。

2. 当社は利用者に対し、前項但書に基づき当社に留保された権利の使用を無償で許諾する。ただし、その範囲は本レポートの分析その他利用者の社内での使用に限る。

### 第14条（レポートの利用）

1. 利用者は自らの責任と判断のもとレポートを使用するものとし、当社は利用者へレポートを使用した結果生じた結果につき、一切の責任を負わない。
2. 前項の定めに関わらず、利用者がレポートを利用した結果、利用者と第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は、当社を免責し、利用者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負う。ただし、当該紛争等の発生につき、当社に責めに帰すべき事由がある場合はこの限りでない。

### 第15条（権利義務譲渡等の禁止）

当社及び利用者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約から生じうるいかなる権利又は義務も第三者に譲渡、利用許諾、若しくは移転し、又は担保の用に供してはならない。

### 第16条（有効期間）

本契約の有効期間は、本申込書記載の本サービスの申込日から、本サービスの対価の支払いが完了した日までとする。

### 第17条（解約及び解除）

1. 当社又は利用者が次の各号に該当する場合、相手方当事者は通知催告等何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
  - (1) 本契約の各条項の一に違反し、相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該相当期間経過後もかかる違反が是正されないとき
  - (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき
  - (3) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申し立てを受け、又は自ら申立てをなしたとき
  - (4) 監督官庁から行政処分を受けたとき
  - (5) 営業を廃止したとき
  - (6) 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき
  - (7) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。
  - (8) その他本契約の継続が困難な特別の事情があるとき
2. 前項に定める解除は、相手方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

### 第18条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、本契約締結日現在において、次の各号に該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係団体
  - (5) 総会屋等
  - (6) 政治活動、社会運動標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力団等
  - (8) 反社会的勢力共生者
  - (9) 前各号に該当する者と社会的又は経済的関係がある者
  - (10) その他前各号に準ずる者
2. 利用者及び当社は、自己又は第三者をして、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
  - (3) 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
  - (5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
  - (6) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者又は当社は、相手方当事者が第1項各号の一に該当する行為をし、又は第1項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより解除を受けた当事者に損害が生じた場合であっても、解除を行った当事者は一切の損害賠償を負担しない。

### 第19条（免責）

本条件で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し、又はこれに関連して、当社が利用者に対し負担する責任は、請求原因のいかんを問わず、原因行為のための直接の結果として現実発生した通常損害（予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害及び逸失利益を含まない）の範囲に限られる。

### 第20条（本契約終了後の取扱い）

終了事由のいかんを問わず、第8条（対象サービス利用料の支払い）、第12条（個人情報、営業秘密の取扱）、第15条（権利義務譲渡等の禁止）、第19条（免責）、本条、及び第23条（管轄裁判所）の規定の効力は、本契約終了後においても存続する。なお、本契約終了後における第12条の存続期間は3年間とする。

### 第21条（本条件の変更）

1. 当社は、利用者への予告なく本条件等を変更することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、利用者の権利及び義務に重大な影響を及ぼす変更について、当社は、利用者へ当社が適当と認める方法（管理システムに掲示、当社が送付する郵便物での通信等の方法を含む）により事前に通知することによって、本条件等を変更することができる。利用者が、本項に定める通知から2週間以内に本条件等の変更について異議を申出なかった場合、本条件等を変更することに同意したものとみなす。

### 第22条（協議）

本条件に定めのない事項については、関係法令に従うほか、利用者当社が誠意をも

って協議し、解決を図るものとする。

第23条（管轄裁判所）

当事者は、本契約に関する紛争について、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

制定日：2020年10月26日